

5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月20日(火) 午前10時～10時40分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、関谷 利彦、
原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、阿部 利男、
岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・(16人)
4. 欠席委員 上田 直樹、正司 浩幸・・・(2人)
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農用地利用集積計画(案)の審査について
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
議案第6号 令和6年度最適化活動の点検・評価について

第3 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について

6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

議長： 定刻となりましたので、5月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項35件及び報告事項2件となります。
本日の議事日程ですが、議案第5号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案第5号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は77ページとなります。事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業振興地域整備計画変更の必要が生じた場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされていることによるものです。
具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。
以上です。

議 長： それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課： 農業振興課 農地活用担い手係の係長、山根康範（やまねやすのり）です。
農業振興課 農地活用担い手係主任竹田雅信（たけだまさのぶ）と申します。

本件について、竹田から説明します。

議案第5号、議案書の78ページをお開きください。

農業振興地域整備計画の変更について概要を表にしたものです。

番号1 船木です。

申請地は●●●●●●●●他●●筆で地目は●●、合計面積は●●●●●m²です。

事業実施者は、申請地の西側に事業所を有する●●●●●です

変更後の用途は●●●●●、●●●●●として使用するものです。

議案書79ページは位置図です。

申請地は、●●●●●から●●に約●●●mに位置します。

次に80ページをお開きください。付近見取図です。

申請地の団地規模は申請地と東側に隣接する農地のみで孤立農地です。

周辺の状況は、北側は原野、西側は法面の上に宅地、南側は道路となっています。

81ページは分間図で、82ページは事業計画書、83ページは土地利用計画図です。

事業実施者は●●●●●であり、申請地を選択した理由としては、事業所に隣接しており最適であること、事業計画の規模に適した面積であることとされています。

84ページは工事の工程表です。

工事の工程については、着工は許可後、工事の完了は4か月後の予定です。

85ページは被害防除計画書です。

計画では、盛土等の造成はなく整地のみ、建物の建設はなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水の発生はないとされています。

86ページが現状の写真です。

申請地は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農地ではありません。山口県農業協同組合からは「意見無し」旨の意見書が提出されています。

また、隣接農地所有者からは、同意書が提出されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： 本件について、質問や意見等ございますか。

議 長： この業者さんは何をされているのですか。

農業振興課： ●●●●をやっておられます。以前は同業種の異なる会社が共用しておられたようですが、経営者が変わり引き継いで経営しているという形です。以上です。

議 長： ●●●●ですね。問題ないですか。

農業振興課： 周辺については農地がほぼ無い状態でございますし、これまでもやってこられたので影響が他にあるようには想定しておりません。以上です。

議 長： それと土地利用計画図の中にスレート置き場と書いてありますが、これは廃棄物のスレートですか。

農業振興課： あくまで仮置き場という事です。常に置いてあるという訳ではありません。

議 長： この頃スレートに関しては問題が発生しているようです。解体したアスベストを置かれると問題があるのではと思いますが。

農業振興課： 今後、農地転用申請も出てきますので、その中で審議して頂けたらと思います。以上です。

原野委員： 申請者の住所は船木となっていますね。

農業振興課： この住所と会社の住所は一緒です。

原野委員： 住んでいる訳ではないんですね。

農業振興課： 会社の所在地という事です。

大草委員： 先程からスレート板200枚とか仮置き場という事ですけど、この仮置き場というのは、具体的にはどういうことですか。

農業振興課： 会社の中に処理する施設がございます。

大草委員： 仮というのは、どの位の期間ですか。明確な回答があればスッキリするなと思います。

農業振興課： 設置期間を申請人に確認し、速やかに処理していただこうと思っております。以上です。

議 長： 船木の方で●●●●が土地をさがしているようです。

農業振興課： この会社自体は去年より営業をされているようです。

議 長： 真砂土が110㎡で、碎石が100㎡。これ●●●●さんでしょうか。

農業振興課： 既存の事業所では大型車輛が通りづらい構造になっている為、この度の申請になったという事です。

議 長： 船木の方は良いですか。

壹岐委員： 地元の方は今まで通りで継続ですので、反対者はいないようです。新設であれば反対があるかもしれないですけども。

議 長： そうですか。なるほど。地元の方とは問題はないという事ですわね。

壹岐委員： そうです。地域の草刈なども参加しています。荒地の草刈りなども本気で行っています。

議 長： 別件ですが、モーターの解体業者が土地を探されているようです。銅線が高額であり、エアコンの室外機の盗難があるようです。
●●●●は了解していますね。問題ないですね。

議 長： 採決に入ります。議案第5号の農業振興地域整備計画の変更について、意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成でございますので、議案第5号の農業振興地域整備計画の変更については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の山根さん、竹田さん、ありがとうございました。以上で議案第5号の審議は終わりますので退室をお願いします。

(農業振興課退出 10:16)

議 長： 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案、5番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区は問題ございません
採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、5番は、許可します。

事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページから8ページまでの西岐波地区の議案、6番から8番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、関連して報告第1号の1、2があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。問題ございません。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、6番から8番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの二俣瀬地区の議案、9番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

原野委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。二俣瀬地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、9番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページから13ページの小野地区の議案、10番、11番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 小野地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【小野地区よろしいですか】

野村委員： はい。

議 長： 採決に入ります。小野地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、10番、11番は、許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は15ページから30ページまでの東岐波地区の議案、12番から19番まで8件あります。訂正表にありますとおり、13番、14番および16番から19番に訂正があります。8件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、13番、14番、16番、17番、18番の5件は転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者からの了承を得ており、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 東岐波地区の8件について、質問、意見等ありますか。
●●●●の取下げについて事務局より説明をお願いします。

事務局： はい。説明致します。後ほど厚南地区の議案のところで説明をする予定でございましたけれども、今議長さんが言われた●●●●の取下げの件です。これは、先月審議をさせていただいて、保留というか継続審議になったものです。それは、自治会長及び地域の協議が整っていないという理由で継続審議としたところでございます。その申請について、申請の取下げが提出されておりますので、報告を致します。以上です。

議 長： はい。ありがとうございます。
東岐波地区の案件に●●●●がありました。
宇部市の規定としては、問題が生じた場合、その同一業者は、「解消されるまでの間審議はしない」という規定になっていますので、先月の申請を取下げた。取り下げたなら今月の審議については審議するという事です。東岐波地区については太陽光発電の設置が多い状況です。

議 長： では採決に入ります。東岐波地区の8件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、12番から19番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は31ページ、33ページの西岐波地区の議案、20番、21番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、20番、21番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は35ページから40ページまでの旧市地区の議案、22番から24番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

江本委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、22番から24番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は41ページから46ページまでの厚南地区の議案、25番から27番まで3件あります。なお、先程説明がありましたが、先月の定例総会において継続審議となった47ページ、48ページの8番は、近隣への再説明ができていないことから申請の取下げが提出されています。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

縄田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、25番から27番までは、許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は49ページから66ページの議案、7番から15番までの9件です。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください
7番、東岐波です。現在は公衆用道路として利用されています。
8番、西岐波です。●●●は、隣接地に家屋を建てた際に造成し、宅地、駐車場として利用されています。外5筆は、耕作放棄され現在に至っています。
9番、西岐波です。現在は宅地として利用されています。
10番、野中一丁目です。現在は宅地の一部として利用されています。
11番、西小串五丁目です。現在は宅地として利用されています。
12番、沖ノ旦です。耕作放棄され現在に至っています。
13番、小野です。現在は奥の宅地への道路として利用されています。
14番、如意寺です。耕作放棄され現在に至っています。
15番、船木です。現在は宅地の一部として利用されています。以上です

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

議 長： 15番、船木の家はいつ建てられたものですか。

事 務 局： 昭和60年です。以上です。

議 長： ありがとうございます。わかりました。
では採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は67ページから76ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。

【東岐波】、【旧市】、【厚東】、【船木】、【吉部】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号、令和6年度最適化活動の点検・評価について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、87ページから89ページとなります。
これは、国の通知に基づき、令和6年度の農業委員会及び各委員の最適化活動の実施状況並びに目標の達成状況について点検・評価するものです。訂正表にありますとおり、88ページの項目に訂正があります。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は90ページから93ページまでです。先に説明しました議案第1号3条申請の8番に関連する農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
つづいて報告第2号、議案書は94ページから97ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、5月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:40)